

公立大学法人京都市立芸術大学笠原記念基金規程

(令和4年5月9日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、笠原健治氏の厚志を記録するため、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程第8条の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）が設置する公立大学法人京都市立芸術大学笠原記念基金（以下「基金」という。）の運営管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、法人において行う教育研究の充実を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 基金は、寄付金及びその運用による果実をもって構成する。

(対象事業)

第4条 基金は、教育研究のために要する経費に支出するものとする。

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、基金の元金及び基金の運用益をもって充てる。

(運用)

第6条 基金の運用は、地方独立行政法人法第43条各号に規定する範囲内の方法により、安全かつ効果的な運用を行うものとする。

(寄付金の受入れ)

第7条 基金に対する寄付金の受入れは、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程に定めるところによる。

(事務所管)

第8条 基金に関する事務は、事務局が所管する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。